

地方独立行政法人東京都健康長寿医療センターにおける研究活動上の不正行為の防止等に関する規程

制定 平成 27 年 3 月 31 日付 26 健事第 2858 号
一部改正 平成 28 年 9 月 1 日付 28 健経第 2536 号
一部改正 平成 30 年 7 月 31 日付 30 健経第 2176 号
一部改正 令和 3 年 2 月 26 日付 2 健イ事第 3129 号

(目的)

第 1 条 この規程は、地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター（以下「センター」という。）における研究者の研究活動上の責務、不正行為の防止、不正行為に関する告発等への対応、不正行為が行われた場合の措置その他必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

(1) 研究者 次に掲げる者をいう。

- ア 研究部門においては、研究員・研究助手・技術員（常勤職員・非常勤職員・臨時職員）、協力研究員、研究生その他研究活動を行う者
- イ 病院部門においては、研究費を受給するなどして研究活動を行う者
- ウ その他センターの施設・設備等を利用して研究活動を行うすべての者

(2) 構成員 研究者、事務職員等、センターにおいて研究又は研究費の運営・管理に関わる者

(3) 不正行為 故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる、投稿論文等発表された研究成果の中に示されたデータや調査結果などの捏造、改ざん及び盗用及びその他の行為をいう。

ア 捏造 存在しないデータ、研究結果等を作成すること。

イ 改ざん 研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。

ウ 盗用 他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること。

エ その他の行為 同じ研究成果の重複発表、論文著作者が適正に公表されない不適切なオーサリングなどを行う。

(4) 特定不正行為 前号に定める不正行為のうち、捏造、改ざん、盗用をいう。

(研究者の責務)

第 3 条 研究者は高い倫理性を保持し、不正行為を行ってはならない。

2 研究者は、不正行為の防止に関する意識の浸透のため、第 5 条第 2 項に定める研究倫理教育を受講し、研究活動の不正行為等を行わない旨の誓約書に署名する責務を負う。

3 研究者は、研究データ等を一定期間保存し、必要な場合に開示しなければならない。保存又は開示

する研究データ等の内容、保存期間及び保存方法等については、理事長が別に定める。

- 4 研究者は、この規程のほか、「地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター公正な研究活動を確保するための行動規範」等センター内関係規程及び関係法令等に従い、適正な研究活動を行わなければならない。

(研究責任者及び監督者の責務)

- 第4条 研究代表者として研究を統括する立場にある者（以下「研究責任者」という。）及び研究者を監督する地位にある者（以下「監督者」という。）は、適正な研究活動を保持し、不正行為が起らないような研究環境の形成に努めなければならない。

(理事長の責務)

- 第5条 理事長は、研究者、研究責任者及び監督者に対して、この規程の周知徹底を図る。
- 2 理事長は、不正行為の防止を図るため、各部門（病院部門、研究部門及び事務部門）に「研究倫理教育責任者」を置き、病院部門は内科系副院長を、研究部門は自然科学系副所長を、事務部門は経営企画局事務部長をもって充て、すべての構成員を対象に定期的に研究倫理教育及び啓発活動を行う。研究倫理教育責任者は、不正行為の防止に関する意識の浸透のため、研究者に研究倫理教育を受講し、研究活動の不正行為等を行わない旨の誓約書に署名するよう求めなければならない。
 - 3 理事長は、不正行為に対応するための体制を整備する。

(受付窓口の設置)

- 第6条 特定不正行為に関する告発（当センターの職員による告発のみならず、外部の者によるものを含む。以下同じ。）を受け付け、又は告発の意思を明示しない相談を受ける窓口（以下「受付窓口」という。）を健康長寿イノベーションセンター事務ユニット（以下「事務ユニット」という。）に置く。
- 2 センター長は、受付窓口の名称、連絡先、告発の方法などを、センター内外に周知する。

(告発の受付)

- 第7条 告発は、受付窓口に対する書面、電話、FAX、電子メール、面談等を通じて、センターに直接行われるものとする。
- 2 告発は、原則として当該告発を行う者（以下「告発者」という。）の顕名にて、次に掲げる事項を明示した書面等により行わなければならない。ただし、匿名による告発があった場合は、告発の内容に応じ、顕名に準じて取り扱うことができる。
 - (1) 特定不正行為を行った疑いがある研究者（以下「被告発者」という。）の氏名及び研究グループ名
 - (2) 特定不正行為の態様等及び事案の内容
 - (3) 特定不正行為とする科学的・合理的な理由
 - 3 書面による告発など、受付窓口が受け付けたか否かを告発者が知り得ない方法による告発がなされた場合は、告発者（匿名の告発者を除く。ただし、調査結果が出る前に告発者の氏名が判明した後は顕名による告発者として取り扱う。以下同じ。）に、告発を受け付けたことを通知する。
 - 4 学会等の科学コミュニティや報道により特定不正行為の疑いが指摘された場合及び特定不正行為

の疑いがインターネット上に掲載されている（第2項各号に掲げる事項が明示されている場合に限る。）ことを確認した場合は、第2項ただし書きによる告発に準じた取扱いを行うことができる。

- 5 告発の意思を明示しない相談については、その内容を確認・精査し、告発に相当する理由があると認めた場合は、相談者に対して告発の意思があるか否か確認する。ただし、告発の意思表示がなされない場合でも、センターは当該事案の調査を開始できるものとする。

（告発の取扱い）

第8条 前条の規定により告発（前条第5項による告発に相当する理由のある相談を含む。以下、本条において同じ。）があった場合は、受付窓口は、速やかにその内容を理事長及びセンター長に報告する。

- 2 センター長は、理事長の承認を得た上で、特定不正行為が行われようとしている、又は特定不正行為を求められているという告発については、その内容を確認・精査し、相当の理由があると認めたときは、緊急性に鑑み、被告発者に警告を行う。ただし、被告発者がセンターに所属する者でない場合は、被告発者の所属する研究機関に事案を回付する。

（告発者・被告発者の保護等）

第9条 告発を受け付ける場合は、受付窓口の担当者以外は見聞できないように、告発内容や告発者（第7条第5項の相談者を含む。以下、において同じ。）の秘密を守るための適切な方法を講じなければならない。

- 2 受付窓口担当者及び当該告発事案に携わる者（以下「調査関係者」という。）は、告発者、被告発者、告発内容及び調査内容について、調査結果の公表まで、告発者、被告発者の意に反して調査関係者以外に漏えいしないよう秘密保持を徹底する。
- 3 調査関係者は、調査等により知り得た秘密を他に漏らしてはならない。職務を退いた後も同様とする。
- 4 調査内容等が漏えいした場合は、理事長は、告発者及び被告発者の了解を得た上で、調査内容等を公に説明することができる。ただし、告発者及び被告発者の責により漏えいした場合は、本人の了解は不要とする。
- 5 悪意（被告発者を陥れるため、又は被告発者が行う研究を妨害するなど、専ら被告発者に何らかの損害を与えることやセンターに不利益を与えることを目的とする意思。以下同じ。）に基づく告発を防止するため、調査の結果、悪意に基づく告発であったことが判明した場合は、氏名の公表や懲戒処分、刑事告発等を行うことができる。
- 6 悪意に基づく告発であることが判明しない限り、単に告発したことを理由に、告発者に対して解雇、降格、減給その他不利益処分を行ってはならない。
- 7 相当な理由なしに、単に告発がなされたことのみをもって、被告発者の研究活動を全面的に禁止したり、解雇、降格、減給その他不利益処分を行ってはならない。
- 8 理事長、センター長、第11条に規定する研究不正行為調査委員会の調査委員及び受付窓口担当者は、自らは告発者又は被告発者として係る告発の処理及び告発事案の調査に関与してはならない。

(調査機関)

第 10 条 被告発者がセンターに所属する場合は、原則としてセンターが告発された事案の調査を行う。

- 2 被告発者が複数の研究機関に所属する場合は、原則として被告発者が告発された事案に係る研究を主に行っていた研究機関を中心に、被告発者が所属する複数の研究機関が合同で調査を行う。
- 3 センターに所属する被告発者がセンターとは異なる研究機関で行った研究に係る告発があった場合は、センターと研究が行われた研究機関とが合同で調査を行う。
- 4 被告発者がセンターを既に離職している場合は、現に所属する研究機関がセンターと合同で調査を行う。ただし、被告発者がどの研究機関にも所属していないときで告発事案に係る研究をセンターで行っていた場合は、センターが調査を行う。
- 5 被告発者が、調査開始のとき及び告発された事案に係る研究活動を行っていたときの双方の時点でいかなる研究機関にも所属していなかった場合や、調査を行うべき研究機関による調査の実施が極めて困難であると、告発された事案に係る研究に対する資金を配分した機関（以下「配分機関」という。）が認めた場合は、当該配分機関が調査を行う。この場合、センターは当該配分機関からの協力を求められたときは、誠実に協力しなければならない。

(研究不正行為調査委員会)

第 11 条 第 8 条第 1 項の報告に基づき、理事長は、速やかに研究不正行為調査委員会（以下「調査委員会」という。）を設置する。

- 2 調査委員会は、センター長を委員長とし、次に掲げる調査委員をもって構成する。

ア センター長（委員長）

イ 理事長が指名する副院長又は副所長

ウ 経営企画局事務部長

エ 理事長が指名する研究者等

オ 第 14 条に規定する本格的な調査（以下「本調査」という。）にあつては、センターに属さない外部有識者

カ その他理事長が特に必要と認めた者

- 3 調査委員は、告発者及び被告発者と直接の利害関係を有しないものでなければならない。
- 4 外部有識者は、調査委員の半数以上とする。
- 5 調査委員会の運営に関する必要事項は、調査委員会が定める。
- 6 本調査を行う場合は、理事長は、調査する事案に応じて調査委員会の調査権限を定め、関係者に周知する。
- 7 調査委員会の事務局は、事務ユニットとする。

(予備調査)

第 12 条 調査委員会は、告発内容の合理性及び調査可能性等についての予備調査を行い、本調査を行うか否かについて決定し、原則として告発を受理した日から 30 日以内に、その結果を理事長に報告する。

- 2 告発がなされる前に取り下げられた論文等に対する告発に係る予備調査を行う場合は、取り下げに至った経緯・事情を含め、本調査すべきものか否かを判断する。

- 3 本調査を行わないことを決定した場合は、理事長は、その旨を理由とともに告発者に通知する。この場合、予備調査に係る資料等を保存し、告発者の求めに応じて開示することができる。

(本調査)

第 13 条 前条の報告に基づき本調査を行うことを決定した場合は、調査委員会は、報告の日から 30 日以内に、本調査を開始する。

- 2 理事長は、告発者及び被告発者に対し本調査を行うことを通知し、調査への協力を求める。被告発者が他機関に所属している場合は、当該所属機関に対しても通知する。また、当該事案に係る配分機関及び文部科学省、厚生労働省等国の行政機関（以下「行政機関」という。）に対しても通知する。
- 3 理事長は、調査委員の氏名や所属を告発者及び被告発者に通知する。これに対し、告発者及び被告発者は、通知された日から 10 日以内に、異議申立てができる。
- 4 前項の異議申立てがあった場合でその内容が妥当であると判断したときは、理事長は、適切な措置をとるとともに、その結果を告発者及び被告発者に通知する。

(本調査の方法)

第 14 条 調査委員会は、告発された当該研究に係る論文や実験・観察ノート、生データ等の各種資料の精査や、関係者のヒアリング、再実験の要請等により本調査を行う。この場合、調査委員会は、被告発者に弁明の機会を与えなければならない。

- 2 告発された特定不正行為が行われた可能性を調査するために、調査委員会が再実験等により再現性を示すことを被告発者に求める場合、又は被告者自らの意思によりそれを申し出て調査委員会がその必要性を認める場合は、それに要する期間及び機会（機器・経費等を含む。）に関しセンターにより合理的に必要と判断される範囲内において、調査委員会の指導・監督の下に、これを行う。
- 3 調査委員会の調査に対し、告発者及び被告発者などの関係者は誠実に協力しなければならない。
- 4 被告発者が特定不正行為に係る疑惑を晴らそうとする場合は、自己の責任において、科学的根拠を示して説明しなければならない。
- 5 調査の対象には、告発に係る研究のほか、調査委員会の判断により調査に関連した被告発者の他の研究活動も含めることができる。
- 6 調査委員会は、告発に係る研究に関して証拠となるような資料等を保全する措置をとる。この場合、告発に係る研究が他の研究機関で行われた場合は、当該研究機関に対して証拠となるような資料等を保全する措置を要請する。これらの措置に影響しない範囲内であれば、被告発者の研究活動は制限されない。
- 7 調査にあたっては、調査対象における公表前のデータ、論文等の研究又は技術上秘密とすべき情報が調査の遂行上必要な範囲外に漏えいすることがないように、十分配慮する。

(調査中における一時的措置等)

第 15 条 本調査の実施が決定された場合は、理事長は、調査結果の報告を受けるまでの間、告発された研究に係る研究費の支出を停止できる。

- 2 理事長は、配分機関の求めに応じ、調査の終了前であっても、調査委員会における調査の中間報告を当該配分機関及び行政機関に提出する。

(認定)

第 16 条 調査委員会は、本調査の開始後 150 日以内に、次の各号に掲げる事項の認定を行い、理事長に報告する。

- (1) 特定不正行為が行われたか否か。
- (2) 特定不正行為が行われたと認定された場合は、その内容、特定不正行為に関与した者とその関与の度合い、特定不正行為と認定された研究活動に係る論文等の各著者の当該論文等及び当該研究活動における役割。
- (3) 特定不正行為が行われなかったと認定された場合は、告発が悪意に基づくものであったか否か。ただし、告発が悪意に基づくものであるとの認定を行うにあたっては、告発者に弁明の機会を与えなければならない。

(認定方法)

第 17 条 調査委員会は、告発者からの説明並びに調査によって得られた、物的・科学的証拠、証言及び被告発者の自認等の諸証拠を総合的に判断して、特定不正行為か否かの認定を行うものとする。なお、調査委員会は、被告発者の自認を唯一の証拠として、特定不正行為と認定することはできない。

- 2 特定不正行為に関する証拠が提出された場合には、被告発者の説明及びその他の証拠によって、特定不正行為であるとの疑いが覆されないときは、特定不正行為が行われたと認定する。また、被告発者が実験・観察ノート等のデータ及び実験資材の不存在等、本来存在すべき基本的な要素が不足し、特定不正行為であるとの疑いを覆すに足る証拠を示せないときも同様とする。ただし、被告発者が善良な管理者の注意義務を履行していたにもかかわらず、その責によらない理由により、上記の基本的な要素を十分に示すことができなくなった場合等正当な理由があると認められる場合はこの限りではない。

(調査結果の通知)

第 18 条 理事長は、調査結果を速やかに告発者及び被告発者（被告発者以外で特定不正行為に関与したと認定された者を含む。以下同じ。）に通知する。被告発者がセンター以外の研究機関に所属している場合は、その所属機関にも当該調査結果を通知する。

- 2 理事長は、その事案に係る配分機関及び行政機関に当該調査結果を報告する。
- 3 理事長は、悪意に基づく告発との認定があった場合で告発者が他の研究機関に所属しているときは、当該所属機関にも通知する。

(不服申立て)

第 19 条 特定不正行為が行われたと認定された被告発者は、前条第 1 項の通知の日から 10 日以内に、理事長に対して、書面により不服申立てをすることができる。ただし、その期間内であっても、同一理由による不服申立てを繰り返すことはできない。

- 2 理事長は、前項により不服申立てがあったときは、告発者に通知するとともにその事案に係る配分機関及び行政機関に報告する

(不服申立ての審査)

第 20 条 不服申立ての審査は、調査委員会が行う。ただし、不服申立ての趣旨が新たな専門性を要する判断が必要となるものである場合には、理事長は、調査委員の交代若しくは追加、又は調査委員会に代えて他の者に審査させることができる。

- 2 調査委員会は、不服申立ての趣旨、理由等を勘案し、当該事案の再調査を行うか否かを速やかに決定する。理事長は、その結果を告発者及び被告発者に通知するとともに、当該事案に係る配分機関及び行政機関に報告する。
- 3 前項の決定において、当該不服申立てが当該事案の引き延ばしや認定に伴う各措置の先送りを主な目的とすると調査委員会が判断したときは、理事長は、以後の不服申立てを受け付けないことができる。
- 4 第 2 項の決定において、再調査を行う決定を行った場合は、調査委員会は、被告発者に対し、先の調査結果を覆すに足る資料の提出等、当該調査の速やかな解決に向けて協力を求める。その協力が得られない場合は、再調査は行わず、審査を打ち切ることができる。この場合、直ちに理事長に報告し、理事長は、被告発者及び告発者に当該決定を通知するとともに、当該事案に係る配分機関及び行政機関に報告する。
- 5 再調査を開始した場合は、調査委員会は、不服申し立てを受けた日から 50 日以内に、先の調査結果を覆すか否かを決定し、その結果を直ちに理事長に報告する。理事長は、当該結果を被告発者、被告発者が所属する研究機関及び告発者に通知するとともにその事案に係る配分機関及び行政機関に報告する。被告発者が他機関に所属している場合は、当該所属機関にも通知する。
- 6 前条に基づく不服申立てがなされた場合、本条前各項に定める不服申立ての審査の結果が理事長に報告されるまで、理事長は第 14 条第 6 項の証拠保全措置及び第 15 条第 1 項の一時的措置を延長することができる。

(告発者からの不服申立て)

第 21 条 悪意に基づく告発と認定された告発者は、その認定に対して、第 19 条の例により不服申立てができる。その審査及び再調査については、第 20 条に準じる。ただし、第 20 条第 5 項において「50 日以内」とあるのは、「30 日以内」と読み替える。

(調査結果の公表)

第 22 条 理事長は、特定不正行為が行われたとの認定があった場合は、速やかに調査結果を公表する。

この場合における公表内容は、特定不正行為に関与した者の氏名・所属、特定不正行為の内容、センターが公表時までに行った措置の内容、調査委員の氏名・所属、調査の方法・手順等を含むものとする。ただし、告発がなされる前に取り下げられた論文等において特定不正行為が行われたと認定された場合は、当該特定不正行為に係る者の氏名・所属を公表しないことができる。

- 2 理事長は、特定不正行為が行われなかったとの認定があった場合は、原則として調査結果を公表しない。ただし、公表までに調査事案が外部に漏えいしていた場合及び論文等に故意によるものでない誤りがあった場合は、調査結果を公表する。この場合における公表内容は、研究活動上の不正がなかったこと、論文等に故意によるものではない誤りがあったこと、被告発者の氏名・所属、調査委員の氏名・所属、調査の方法・手順等を含むものとする。

- 3 理事長は、悪意に基づく告発との認定があった場合は、調査結果を公表する。この場合における公表内容は、特定不正行為等は行われなかったこと及び告発者の氏名・所属、悪意に基づく通報と認定した理由、調査の方法・手順等を含むものとする。
- 4 前各項の規定に関わらず、事案の内容により理事長が特に必要があると認めたときは、前各項の公表内容の一部を公表しないことができる。

(告発者及び被告発者に対する処置)

第 23 条 理事長は、特定不正行為が行われたとの認定があった場合、次に掲げる者に対して、就業規則その他関係規程に基づき適切な処置をとるとともに、特定不正行為を認定された論文等の取り下げを勧告する。

ア 特定不正行為への関与が認定された者

イ 特定不正行為に関与したとまでは認定されないが、特定不正行為が認定された論文等の内容について責任を負う者として認定された著者

- 2 理事長は、告発が悪意に基づくものと認定された場合で当該告発者がセンターに所属する者であるときは、当該告発者に対して、就業規則その他関係規程に基づき適切な処置を行う。

(措置の解除等)

第 24 条 特定不正行為は行われなかったとの認定があった場合は、理事長は、第 14 条第 6 項の証拠保全措置及び第 15 条第 1 項の一時的措置を解除する。

- 2 理事長は、被告発者の名誉を回復させるため、当該事案において特定不正行為が行われなかった旨を調査関係者に対して周知する。当該事案が調査関係者以外に漏洩している場合は、調査関係者以外にも周知する。
- 3 理事長は、特定不正行為が行われたと認定された場合は、是正及び再発防止のために必要な措置等を講じる。

(その他の行為の取扱い)

第 25 条 第 2 条(2)エに掲げるその他の行為に関して告発等があった場合は、理事長は、第 6 条から第 24 条の定めに準じて取り扱うことができる。

(その他)

第 26 条 理事長は、上記に定めるほか、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン(平成 26 年 8 月 26 日文部科学大臣決定)」において実施が必要とされた事項について、所要の取組みを実施する。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 9 月 1 日付 28 健経第 2536 号）

この規程は、平成 28 年 9 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 7 月 31 日付 26 健経第 2176 号）

この規程は、平成 30 年 8 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 2 月 26 日付 2 健イ事第 3129 号）

この規程は、令和 3 年 3 月 1 日から施行する。